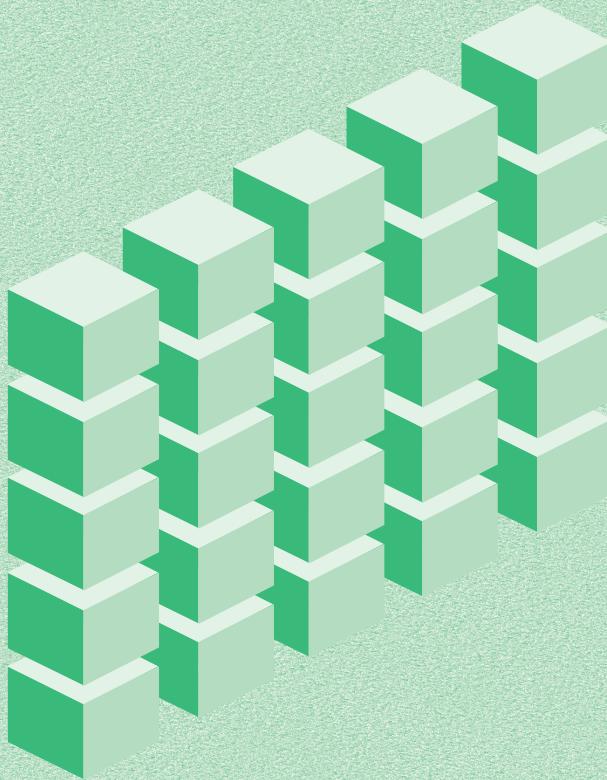


平成17年版

産学官との連携による事業展開

山口県 中小企業組合白書



山口県中小企業団体中央会

はしがき

中小企業は、我が国経済の活力の源泉として、また、雇用の担い手として重要な役割を果たしていますが、市場の成熟化と消費の多様化、経済のグローバル化、技術革新や情報化の急速な進展等の環境の変化への対応など、厳しい環境下に置かれております。

こうした中で、中小企業が競争力を高め、力強く発展を遂げていくためには、中小企業組合をはじめとする中小企業連携組織を更に活用し、企業連携や産学官連携により、自らの企業では保有していないヒト、モノ、カネ、技術、情報等の経営資源を相互に補完し合い、また、事業リスクの適正な分散・軽減を図りつつ、環境変化に対応した中小企業ならではの新しい価値を創造していくことが重要となっています。

このような中小企業の旺盛な連携ニーズを背景に、我が国では平成17年3月現在では47,987（本県では、678）の中小企業組合が、あらゆる業種・異業種において極めて多様な事業を展開しています。

本会では、山口県内の中小企業組合の全体像をより鮮明にするため、現在における活動状況を紹介するとともに、組合関係各種資料を取りまとめた「山口県中小企業組合白書」を平成15年以来刊行しております。

本年版では、産学官の連携による事業展開について解説したほか、多様な事業活動を展開する中小企業組合等連携組織の先進事例等を盛りこみました。

また、平成17年4月に成立した「中小企業新事業活動促進法」による支援策について、県内事例を交えて紹介しております。

最後に、県内中小企業組合関係者の皆様の積極的な共同事業の実施と、それを通じての中小企業の発展に、本白書を役立てていただければ幸甚です。

平成18年2月

山口県中小企業団体中央会
会長 藤井 寛

目次

第1章 産学官との連携による事業展開

はじめに

1. 中小企業組合の産学官連携の意義	1
2. 組合の種類・形態と産学官連携	2

第2章 最近の中小企業組合等連携組織の動向

1. 中小企業組合の概況	4
(1) 組合の種類別にみた動向	4
(2) 組合の業種別にみた動向	7
(3) 組合の地域別にみた動向	8
(4) 組合の組合員数別にみた動向	8
(5) 出資金別にみた動向	9
(6) 組合設立の動向	9
(7) 解散組合の動向	11
2. 組合青年部	11
(1) 組合青年部の動向	11
3. 組合事務局と中小企業組合士	12
(1) 組合事務局	12
(2) 中小企業組合士	12
4. 共同事業	13
5. ITへの取り組み状況	14

第3章 中小企業組合等連携組織の活動事例

1. 産学官連携による新事業展開	15
2. IT（情報技術）による事業革新	17
3. 経営革新	18
4. 地域活性化への貢献	19

第4章 新連携の取り組み等

1. 中小企業新事業活動促進法の概要	20
2. 新連携による新たな市場開拓	22

山口県中小企業団体中央会の概要	25
-----------------	----

第 1 章

産学官との連携による事業展開

はじめに

市場の成熟化、技術革新の急速な進展、国際的な競争圧力の増大など経営環境が急速に変化するなかで、企業規模の大小を問わず、事業連携が活発に行われるようになっている。事業連携の目的は、知識・技術の補完、製品・技術の開発期間の短縮、生産品目の分担と専門化、商品の相互補完、事業費用やリスクの分散、コスト削減など多様である。

事業連携が活発に行われるようになっているのは、急速な事業環境の変化が必要な経営資源を「自前主義」で調達することを困難にしているからである。市場の選択と経営資源の集中を進める一方で、足りない経営資源については事業連携によって外部の資源を活用しなければならなくなっているのである。産学官連携も、このような外部経営資源活用のひとつである。

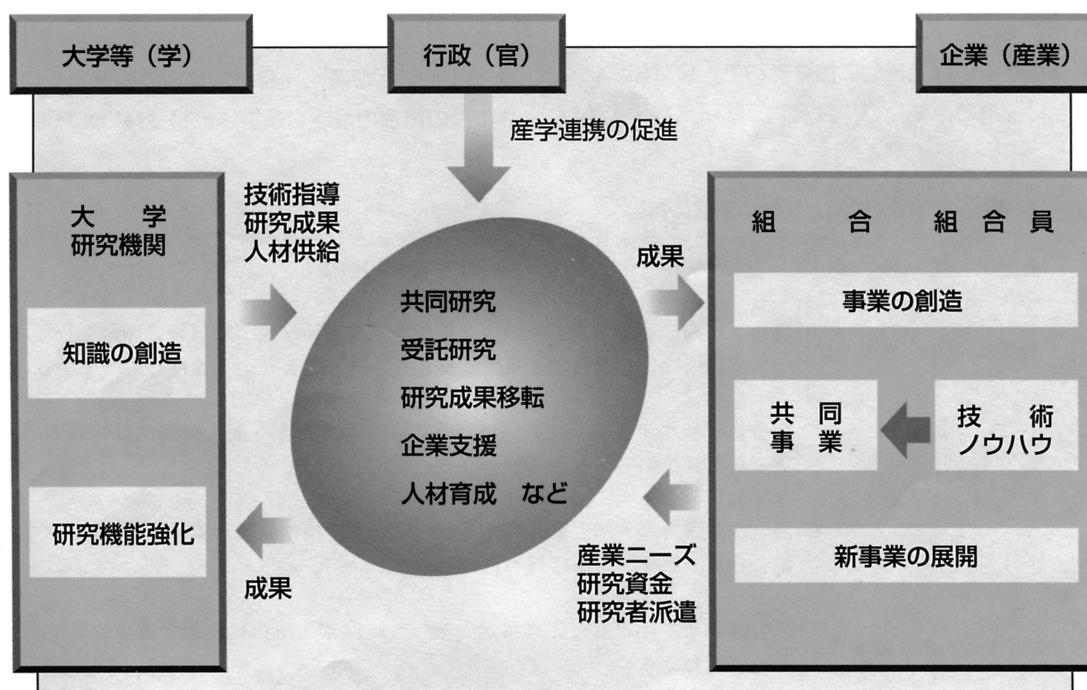
本章では、多様な事業連携の一環としての産学官連携について、中小企業組合がどのようにを行い、その結果どのような事業展開が可能になっているかをみることにしよう。

1 中小企業組合の産学官連携の意義

まず、中小企業組合が行う産学官連携の意義について考えてみよう（図表1参照）。

産学官連携は、学のもつ「知の創造機能」と産業のもつ「事業の創造機能」を結びつけ、新技術や新商品の開発をつうじて、新しい産業の創出や産業の活性化を図るために行われる。「学」の側からは技術指導、研究成果の提供、人材供給などが行われる一方、「産」の側からは産業ニーズ、研究資金の提供と研究者等の派遣などが行われる。

図表1 中小企業組合の産学官連携



产学連携は、共同研究、受託研究、TL0などを通じる研究成果の移転、技術指導などの企業支援、人材育成などの形で行われる。「官」は、そのような产学連携を促進する役割をもっている。产学連携の成果は、大学等にとっては研究開発・人材育成機能の一層の強化という形で、産業にとっては産業の一層の活性化という形で還元される。

中小企業組合が行う产学官連携は、産業の側が中小企業で構成された組合であることに特徴がある。中小企業組合はもともと、中小企業が不足する経営資源を補い合い、共同事業をつうじて経営上の課題を解決するための組織であり、それ自身連携組織である。したがって、大学等と組合による产学連携の成果は、組合の共同事業あるいは組織をつうじて組合員に波及することになる。

产学連携は個々の中小企業と大学等との間でも行われているが、数多い中小企業が個別に大学等と連携するのは物理的に困難であり、また個別企業との連携では業種等に共通する課題を解決するには不十分である。個別企業の立場からも、業種全体の立場からも、中小企業組合を核として产学連携に取り組むことが、連携の円滑な実施にとって極めて有効であり、効率的・効果的であるということができる。

2 組合の種類・形態と产学官連携

中小企業組合が行う产学官連携には、組合の種類や形態によって違いがあり、いくつもの類型が考えられる。ひとつは異業種による組合が行う产学官連携である。ふたつは同業種による組合が行う产学官連携である。最後は協業組合や企業組合などの事業統合組織が行う产学官連携である（図表2参照）。

異業種による組合、なかでも異業種連携組合は、もともと組合員の異なる技術やノウハウを持ち寄り、それらを組み合わせて新商品や新技術の開発を行い、新しい事業分野

図表2 組合の種類・形態と产学官連携の特徴

組合の種類・形態	产学官連携の特徴
異業種による組合	異なる技術やノウハウをもつ組合員が連携して新商品・新技術の開発を行う。产学官連携は、組合員の連携の延長として行われるという性格をもっている。
同業種による組合	組合員が利用できる新技術、新商品の開発等を行う。产学官連携は、共同研究開発事業等の一環として行われる。
	組合が共同生産・加工事業等を行う。产学官連携は共同事業の一環ではなく、組合自身の事業のために行われる。
協業組合・企業組合	組合自身が主体となって事業活動を行う。产学官連携は、組合自身の事業のために行われる。

を開拓しようとするものである。組合員は、異なる技術、ノウハウをもつという意味で、異業種で構成される。

したがって、事業連携のひとつである产学官連携とは親和性が高く、产学官連携の事例も多い。この種の組合の产学官連携は、組合員の連携の延長として行われるという性

格をもっている。組合員だけの連携では不足する技術やノウハウを産学官連携から得ようとするのである。

同業種による組合は、組合員が現在行っている事業のための共同事業を行うものが多いが、また組合員の新分野進出のための事業も行うことができる。このため、同業種の組合が行う産学官連携には、ふたつの類型がある。

ひとつは、組合員が利用できる新技術、新製品の開発等を行うケースである。産学官連携は、共同研究開発事業の一環として行われるという性格をもっている。組合員は、組合が開発した技術を使って、それぞれ新製品を開発（組合が開発した技術を使う場合はブランドを統一することもある）する。また、組合は直接開発に携わらず、組合員と学官との連携をコーディネートする場合もある。

ふたつは、組合が共同生産や共同加工を行っている場合、その共同事業のための技術開発、製品開発を行うケースである。この場合、産学官連携は組合自身の事業の高度化のために行われる。産学官連携の成果は、新しい共同事業の創造にもつながる。

協業組合・企業組合が行う産学官連携は、組合自身の事業のために行われる。個別企業が行う産学官連携と同じである。

中小企業組合が行う産学官連携には、組合の種類や形態によって以上のような特徴がある。中小企業組合の産学官連携の目的、連携のきっかけ、連携先とその内容、連携による成果については第3章の「産学官連携による新事業展開」の事例を参照していただきたい。



第 2 章

最近の中小企業組合等連携組織の動向

1. 中小企業組合の概況

(1) 組合の種類別の動向

中小企業は、様々な組合に組織されているが、ここでは事業協同組合、事業協同小組合、火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合を「中小企業組合等」として、その動向をみてみよう。

中小企業組合の平成17年3月末現在の数は、678組合である。このうち事業協同組合が564組合で最も多く、次いで企業組合30組合、商店街振興組合25組合、商工組合22組合、協業組合15組合となっている。

また、最近の3カ年の動向をみると、事業協同組合が2年間で19組合の減少（対前年比0.9%の減少）、その他の組合では商店街振興組合が1組合減少し、反対に企業組合が1組合増加した。（表-I）

表-I 山口県内の組合等の状況（3カ年分）

組合等の種類	組合等数			
	平成17年3月31日	対前年増減比	平成16年3月31日	平成15年3月31日
事業協同組合	564	-0.9%	569	583
火災共済協同組合	1	0.0%	1	1
信用協同組合	4	0.0%	4	4
協同組合連合会	6	0.0%	6	6
企業組合	30	0.0%	30	29
協業組合	15	0.0%	15	15
商工組合	22	0.0%	22	22
商店街振興組合	25	0.0%	25	26
商店街振興組合連合会	2	0.0%	2	2
生活衛生同業組合	9	-11.1%	10	10
計	678	-0.9%	684	698

①事業協同組合

事業協同組合は、中小企業者が相互扶助の精神に基づき協同して経済事業を行うことによって、経営の近代化・合理化並びに経済的地位の改善向上を図ることを目的とする組合である。中小企業の組合制度の中でも、代表的な存在で、広く中小企業者に利用されている。組合員の事業に関する共同事業であれば、様々な事業を実施できる。

組合数は、平成17年度末で564組合を数え、組合全体の83.2%を占めている。毎年10数組合が新たに設立されている。

② 事業協同小組合

事業協同小組合は、特に小企業者（従業員5人（商業・サービス業2人）以下の事業者）のための組合として昭和32年に創設された制度であるが、本県での利用はみられない。（ちなみに、全国では昭和50年代前半に39組合を数えたが、現在は14と少ない。）

③火災共済協同組合

火災共済協同組合は、火災等により組合員の財産等に生じた損害を補填するための共済事業を行うことを目的とする組合である。法律上の要件（1,000人以上の加入、地区は都道府県の区域の全部）から本県には「山口県火災共済協同組合」の1組合のみである。

④信用協同組合

信用協同組合は、組合員である中小企業者、勤労者等に対し、預金の受入及び資金の貸付等の金融事業を目的とする組合である。組合員は300人以上、出資金も1,000万円以上（一部2,000万円以上）であればよい。昭和26年（1951年）に信用金庫法が制定され、中小企業等協同組合法による信用協同組合と区分される信用金庫が認められた。ここで信用協同組合の大半は、信用金庫に移行することになった。

バブル崩壊後の不況により破綻や合併が繰り返され、行政当局が新規の設立認可をしないこともある、山口県内では現在4組合になっている。

⑤企業組合

企業組合は事業者、勤労者、主婦、学生などの個人の方々が組合員となって資本と労働を持ち寄り、自らの働く場を創造するための組織である。小規模な事業者が経営規模の適正化を図る場合や個人が自ら働く場を確保をするのに適していることから、昭和20年代後半から30年代前半にかけて増え、ピーク時の昭和56年には101組合があったが（昭和56年10月1日付けの職権抹消により52組合が整理された）、事業不振や次世代への事業継承が円滑に行われずに休眠状態になる組合も多く平成9年には26組合へと減少した。

しかし、株式会社や有限会社のように、設立に際して最低資本金の制約がないことなどから、法人格をもつ組織として主婦や高齢者、定年後のサラリーマン等が事業を起こすのに適している。

また、現在は、長引く不況のなか、「創業の促進」が政策課題となり、創業のための組織としての機能が再評価され、設立数も15年度3組合、16年度2組合、17年度は上半期だけで2組合と増加傾向にある（全国では2,368組合）。これは全国的な傾向で、今後も企業組合の設立は増加していくものと思われる。

⑥協業組合

協業組合は、中小企業者が事業の全部又は一部を組合に統合することにより、事業規模を適正化して生産性の向上等を図ることを目的とする組合である。昭和42年の制度創設後、構造改善政策の中で、特定業種における企業集約化の担い手として位置づけられたこともあり、昭和50年には7組合であったが、平成10年には17組合へと増加した。その後大きな変動はなく、現在15組合となっている。なお、平成14年度には内航海運業者による協業組合が新たに誕生した。

⑦商工組合

商工組合は、制度創設当初は、調整事業による過度の競争の防止を目的としていたが、現在では、業種全体の改善発達を主目的とする同業組合的な性格となっており、経済事業も行える出資組合とそれができない非出資組合がある。

実施事業は、指導教育、調査研究、情報収集など当該業種に係る指導調査事業のほか、昨今、社会問題化している公害防止やエネルギー対応に業界をあげて取り組む例が多くなっている。

設立には、原則として1以上の都道府県を地区とすること、その地区内の同業者の2分の1以上が組合員とならなければならない等の要件を満たす必要がある。昭和56年には24組合、現在も22組合と、その数はさほど変わっていない。

⑧商店街振興組合

商店街振興組合は、原則として市の区域内において商店街の小売業やサービス業によって設立される組合である。県内には現在25組合と2連合会が設立されている。

昭和37年に制度が創設されたが、1980年代（昭和50年代）から増加し始め、その当時の14組合から、平成10年には28組合へと倍増した。しかし、大型店の郊外展開と中心市街地の空洞化の影響もあって、最近の新設はない。

⑨生活衛生同業組合

生活衛生同業組合は、飲食、理美容、旅館、公衆浴場、クリーニングなど国民生活に關係の深い業種（現在17業種が指定されている）の組合である。組合員の事業の衛生水準の向上や資格事業の改善を目的としている。資格事業者の2分の1以上が加入し、都道府県ごとに1つの組合が設立される。業種が限定されていることもあり、設立数には大きな変化はないが、16年度に1組合が解散し現在9組合となっている。

(2) 組合の業種別にみた動向

組合の数を業種別にみると、最も多いのは卸・小売業の220組合（32.5%）、次いで、製造業が125組合（18.5%）、建設業105組合（15.5%）、異業種82組合（12.1%）、サービス業49組合（7.2%）の順となっている。

表-II 業種別組合数

平成17年12月31日現在

	協組 同合	協組 組合 連合会	企組 業合	協組 業合	商組 工合	火共 災済	信組 用合	商店街 振組	商店街 振興組合 連合会	生衛 活生 同業組合	合計	比率
農業	1										1	0.1%
林業											0	0.0%
漁業	2										2	0.3%
鉱業	2				1						3	0.4%
建設業	92	2	6	2	3						105	15.5%
製造業	98	2	10	5	10						125	18.5%
電気											0	0.0%
情報	5		1								6	0.9%
運輸業	36	1	1	5							43	6.4%
卸・小売	179	2	6		6			24	2	1	220	32.5%
金保 融 険	2						3				5	0.7%
不動産	4										4	0.6%
飲食店 宿泊業	13		2							3	18	2.7%
医療 福祉	11		1								12	1.8%
教 育 支援業	1										1	0.1%
複合 サービス 事業	1										1	0.1%
サービス業	34		5	3	2					5	49	7.2%
公務											0	0.0%
分類 不能											0	0.0%
異業種	81					1					82	12.1%
合計	562	7	32	15	22	1	3	24	2	9	677	

(注1) 共同店舗、商店街、チケット、スタンプ、商品券関係の組合は「小売業中心の異業種」に含む。

(注2) 業種の分類は平成14年度改訂「日本標準産業分類」に準拠した。

(3) 組合の地域別に見た動向

地域別の組合数は、山口・防府地域が166組合（24.5%）で最も多く、次いで下関地域が154組合（22.7%）となっている。次に周南地域の109組合、宇部・小野田地域の101組合（14.9%）と続く。最も少いのは柳井地域の35組合（5.2%）である。

表-III 地域別に見た組合数

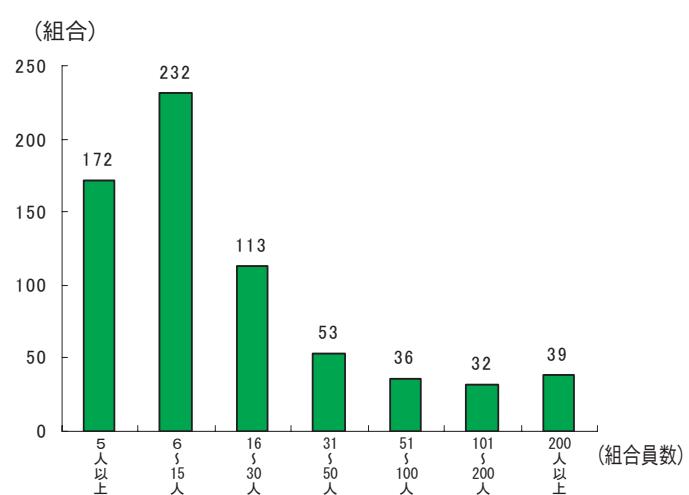
△	協同組合	協同組合連合会	企業組合	協業組合	商工組合	火災共済	信用組合	商店街振興組合	商店街組合連合会	生活衛生同業組合	合計	比率
岩国地区	54		4	1	1			2		1	63	9.3%
柳井地区	30				2			3			35	5.2%
周南地区	94		3	3	3			5		1	109	16.1%
山口・防府地区	121	6	6	3	13	1		8	1	7	166	24.5%
宇部・小野田地区	86	1	7	2	2			2	1		101	14.9%
下関地区	137		7	5	1			1	3		154	22.7%
萩・長門地区	40		5	1					2	1	49	7.2%
合 計	562	7	32	15	22	1	3	24	2	9	677	100.0%

(4) 組合の組合員数別に見た動向

組合のその構成員数を見てみると、「6人～15人」が232組合（34.3%）で最も多く、次いで「5人以下」が172組合（25.4%）、「16人～30人」が113組合（16.7%）の順となっている。また、規模の大きい「200人以上」は39組合（5.8%）となっている。

表-IV 組合員数別に見た組合数

△	組合数	比率 (%)
5人以下	172	25.4
6～15人	232	34.3
16～30人	113	16.7
31～50人	53	7.8
51～100人	36	5.3
101～200人	32	4.7
200人以上	39	5.8
合計	677	100.0

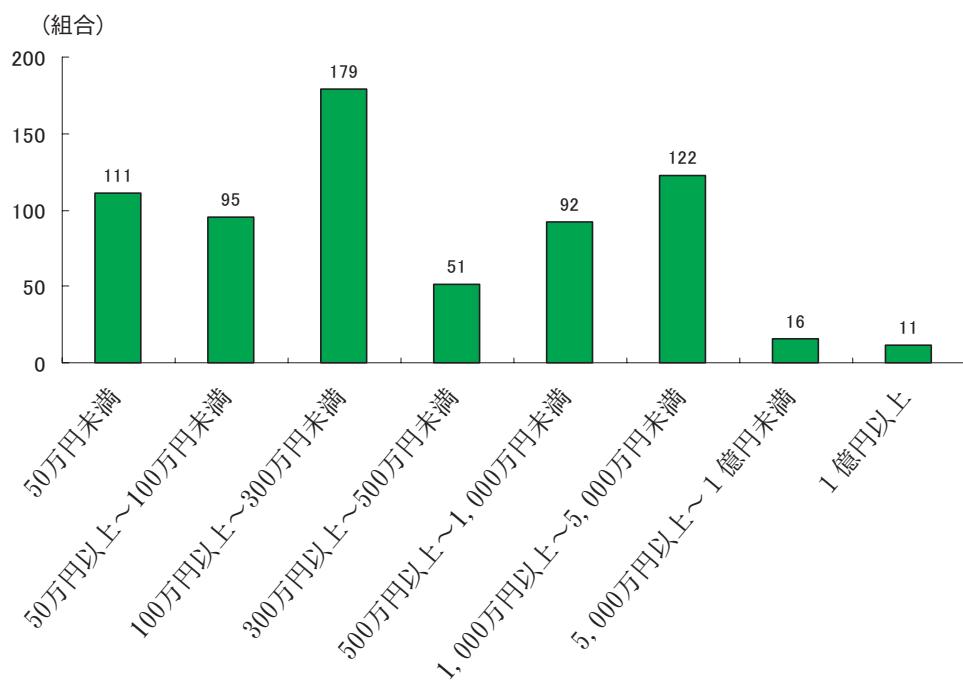


(5) 組合の出資金別組合数

組合の出資金をみると、「100万円以上300万円未満」が179組合（26.4%）で最も多く、次いで、「1000万円以上～5000万円未満」が122組合（18.0%）、「50万円未満」が111組合（16.4%）の順に多い。また、「1億円以上」は11組合（1.6%）と少数にとどまっている。

表-V 組合の出資金別にみた組合数

出資金	組合数	比率(%)
50万円未満	111	16.4%
50万円以上～100万円未満	95	14.0%
100万円以上～300万円未満	179	26.4%
300万円以上～500万円未満	51	7.5%
500万円以上～1,000万円未満	92	13.6%
1,000万円以上～5,000万円未満	122	18.0%
5,000万円以上～1億円未満	16	2.4%
1億円以上	11	1.6%
合 計	677	100.0%



(6) 組合設立の動向

中小企業組合は、昭和50年に46組合の新規設立を記録した。平成元年度以降は平均で19組合台で推移している。平成4年、8年に10組合を割ったが、平成9年に22組合と20組合台へ倍増した。平成10年以降はおおよそ12～13組合が設立されている。

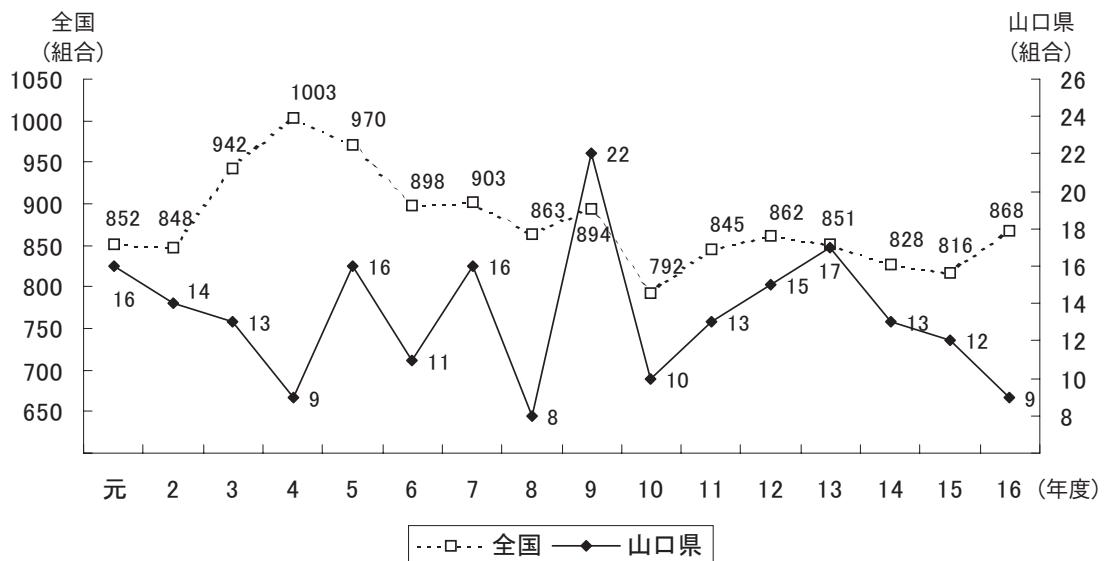
かつての主役を占めた、業界代表組合や金融事業、共同施設の維持管理を目的とするものは減少し、組合もむしろ異業種が当たり前になった感がある。平成以降だけをみても、融合化法誕生（昭和63年）以降の異業種による研究開発組合の登場、建設業関連業種を中心とした共同受注事業はさらに業種の広がりを見せていった。

最近では、制度そのものは昭和24年に設けられた「企業組合」が長引く不況のもと創業の手段として再び脚光を浴びており、県内でも近年の3年間に女性による地域おこしなどを目的に7組合の新設をみた。

平成16年度の新設組合の業種をみると、製造業が3組合、卸売業と小売業がそれぞれ2組合となっている。これ以外に、建設業と異業種での設立があった。

表-VII 組合設立数の推移（平成元年以降）

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
山口県	16	14	13	9	16	11	16	8	22	10	13	15	17	13	12	9
全国	852	848	942	1,003	970	898	903	863	894	792	845	862	851	828	816	868



(7) 解散組合の動向

組合の解散は、昭和53年から63年の10年間の平均では、自主的な解散が12組合であったが、その間の昭和56年10月の「職権抹消の制度」によって、昭和56年10月1日付けで492組合が、昭和60年に55組合が、昭和63年には19組合がそれぞれ、職権抹消された。

平成になってからは、元年度～平成16年度までの16年間で215組合で、年平均およそ13組合が解散したことになる。

2. 組合青年部

(1) 青年部の動向

組合青年部は、中小企業組合を母体として、概ね45歳以下の若手経営者や企業の後継者等により組織されている。その役割は①業界及び組合の次代を担う後継者の育成、②若い世代の新鮮な感覚、発想、行動力による組合運営と共同事業の活性化、③高度情報化への対応をはじめとする新しい課題への挑戦など、組合活動を活発に展開していく原動力となり、また実質的担い手となっている。青年部の活動は、教育研修活動、ボランティア活動、親睦・交流活動が多いが、イベントの実施など組合の共同事業の一部を担当するものも多い。

なお、県内の組合青年部は52組合（平成17年12月31日現在）あり、その構成員数は、約1,100人となっている。

3. 組合事務局と中小企業組合士

(1) 組合事務局

中小企業組合においては、組合員である理事はそれぞれの事業を営んでおり、組合事業に専念できない場合が多く、組合の事業の円滑な遂行には事務局の充実・強化が必要である。

共同事業の企画、実行に携わる組合事務局の組織体制及び事業遂行能力の如何が、組合事業の成果を左右するといつても過言ではない。

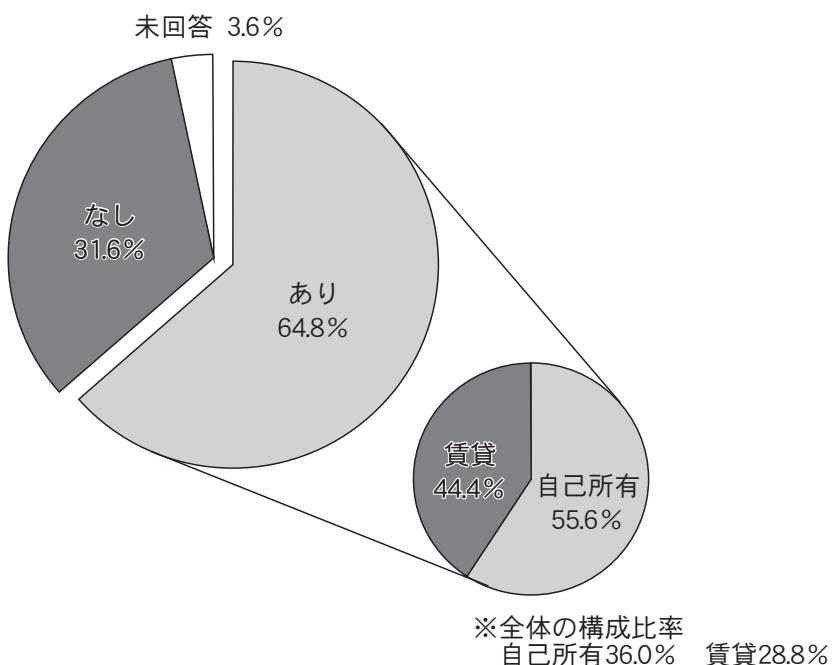
県内の組合で、独立した組合事務所を保有している組合は234組合あり、保有形態は「自己所有」130組合、「賃貸」104組合となっている。

また、常勤役職員が「いる」組合は268組合あり、2人以上いる組合は163組合となっている。ちなみに、常勤役員のいる組合は111組合となっている。

経営環境が大きく変化し、組合員のニーズにそった共同事業を行うためには、事務局を核として組合員の英知を結集していくことが重要であり、今後の組合発展のためには組合事務局の一層の強化が重要である。

表一Ⅷ 組合事務所の設置形態

事務所設置形態	回答数	構成比率
1 あり	234	64.8%
① 自己所有	130	36.0%
② 賃貸	104	28.8%
2 なし	114	31.6%
未回答	13	3.6%
合計	361	100.0%



(2) 中小企業組合士

中小企業組合の事務局に従事する役職員は、少ない人数で組合事業、経理、各種の届出、庶務事項等の多種多様な業務を処理していかなければならないが、組合特有な事項も多く、専門的知識を取得する必要がある。

中小企業組合士制度は、こうした組合に従事する役職員の資質向上を図ることを目的としている。職務に必要な知識に関する試験として、「中小企業組合検定試験」を行い、その合格者のうちから3年以上の実務経験を有する者に対し「中小企業組合士」の称号を与える制度である。

中小企業組合検定試験は、国の支援のもと、全国中小企業団体中央会が実施しているもので「組合制度」「組合運営」「組合会計」の3科目について実施されており、現在、中小企業組合士の称号を持つ人は3,551名おり、山口県では53名がそれぞれの分野で活躍している。

現在中小企業組合士で構成される中小企業組合士会が設立されており、講習会・研修会・見学会などを開催するとともに、全国や中国ブロック内で交流を図るなど、相互の研鑽に努めている。また、「1組合1組合士」を目標として、後進の育成にも取り組んでいる。

4. 共同事業

共同事業を通じて、組合員の経営課題を解決するところに、中小企業組合の役割がある。組合員の経営課題が環境変化の中で変化し、共同事業に対するニーズが変化すれば、組合はニーズに応じて共同事業を改革していかなければならない。

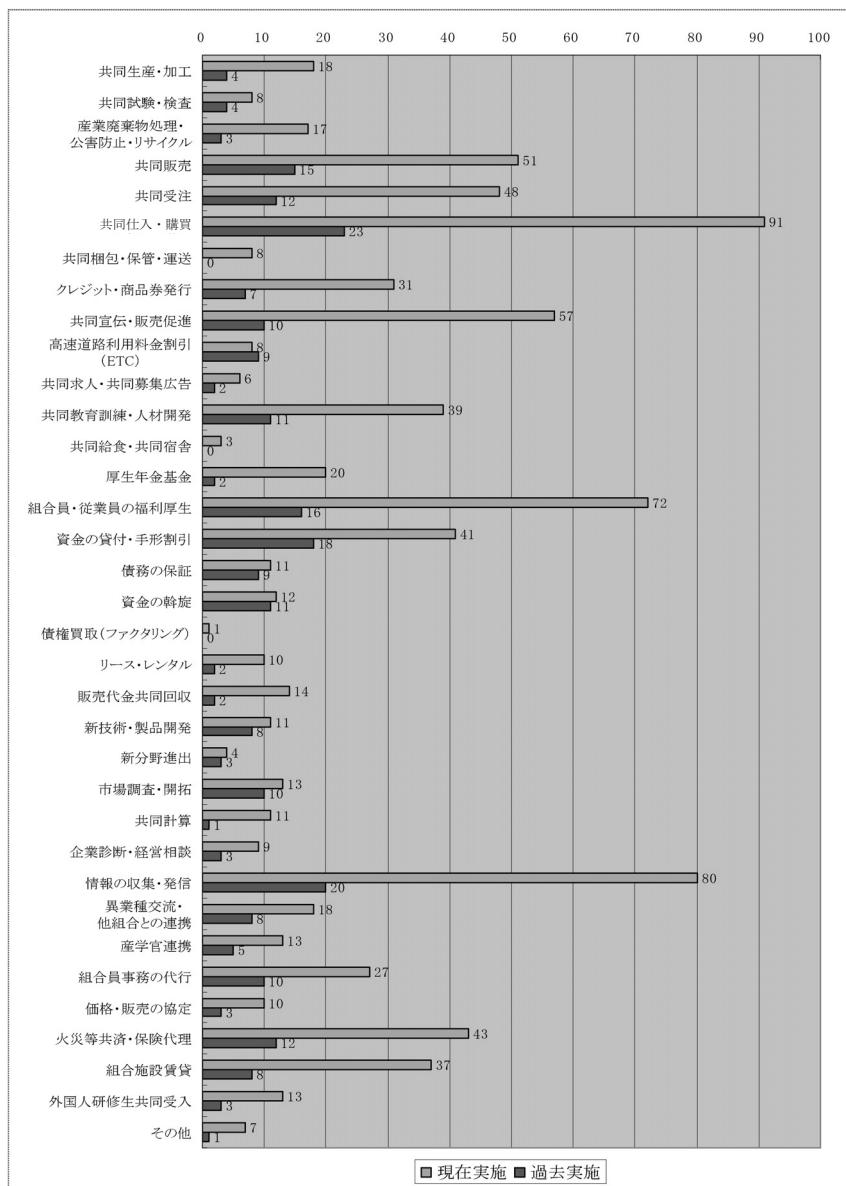
今年度本会が実施した実態調査結果によると、現在実施している共同事業で最も多いのは「共同仕入・購買」で、次いで「情報の収集・発信」となっている。

今後、新たに実施する共同事業については、「产学研官連携」、「異業種交流・他組合との連携」などの割合が高くなっている。

最近5年間に新規事業を行った組合は16.3%あり、「共同受注」、「共同仕入・購買」の割合が高くなっている。

今後の共同事業の展開方針については、「現在実施している共同事業の改善・活発化を図る」が最も多く、何らかのかたちで既存事業の見直しを考えている。

共同事業における現在・過去の実施状況



5. ITへの取り組み状況

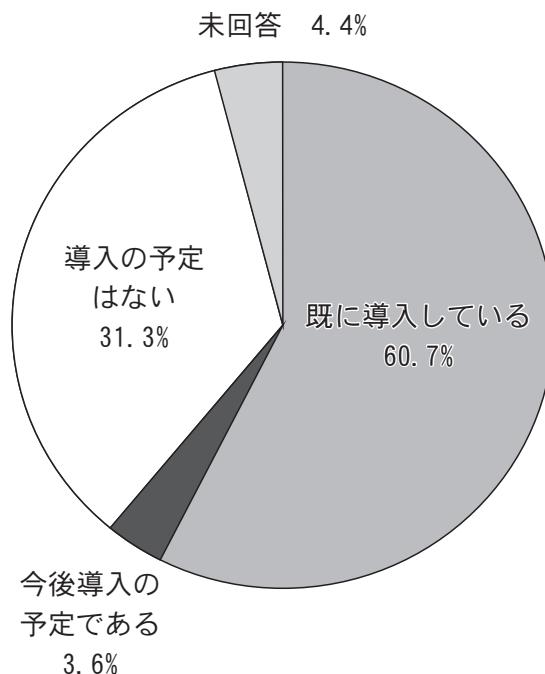
中小企業が個別に情報化を推進いくには、資金、人材、ノウハウ等の多くの面で制約があり、組合等を活用していくことが依然有効である。従来の組合事業はスケールメリットの発揮が主眼となっていたが、今後はこれに加えて情報システムの発揮が望まれている。

県内の組合のコンピュータの導入状況は219組合が導入済みであり、「組合の事務処理」に活用している組合の割合が最も多い。

インターネットへも183組合が接続しているが、情報ネットワーク化事業への取り組みは遅れしており、今後の対応に期待したい。

表一Ⅷ コンピュータの導入状況

回答項目	回答数	構成比率
既に導入している	219	60.7%
今後導入の予定である	13	3.6%
導入の予定はない	113	31.3%
未回答	16	4.4%
合 計	361	100.0%



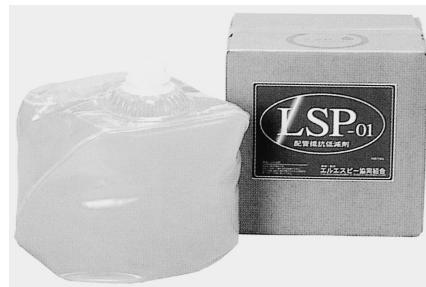
第3章

中小企業組合等連携組織の活動事例

1. 産学官連携による新事業展開

エルエスピー協同組合

所 在 地：山口県周南市築港町6-10
設立年月日：平成7年9月12日
代 表 者：松村 敏男
組 合 員 数：3名
出 資 金：375,000円
主 な 事 業：共同購買、共同販売、研究開発



産学官の共同研究により配管抵抗低減剤の開発に成功

背景と目的

周南地域地場産業振興センターが山口大学などから募った流体に関する研究テーマの中から商品開発のために周南地域の中小企業6社が参加して任意グループ「LSP研究会」を平成2年に発足。

取り組みの内容

山口大学工学部 薄井洋基教授（現神戸大学工学部教授）の基礎研究を基に、山口大学、（財）周南地域地場産業振興センター、周南地区企業「LSP研究会」の産・学・官で流体の抵抗を低減する配管抵抗低減剤の開発をスタートした。

平成4年スケールアップの実験を行い、成果発表をもとに、（財）周南地域地場産業振興センターにおいて、最初の特許出願を行った。

平成6年、実機の空調システムにおいて、初めて30%の電力を節減することに成功し、平成17年4月28日に基本特許を取得した。（特許第3671450号）

事業化に向け平成7年9月12日、エルエスピー協同組合を設立、（財）周南地域地場産業振興センターとの実施契約を調印し全国展開を開始した。

平成13年には大手水処理メーカーとOEM契約を締結し、販売体制の拡充を図り、現在、全国の各方面に導入中である。

成 果

昨今、地球温暖化、二酸化炭素の排出量削減の問題は世界的な問題であり、こうした中で、新しい省エネ剤であるDR剤（配管抵抗低減剤）への期待は非常に大きいものがある。本組合のDR剤の効果は長年の実用試験を重ねた結果、現在は実機投入実績90件を数えるに至り、関係業界から徐々に信頼を得ている。

山口県繊維加工協同組合

所 在 地：山口県山口市宮野下69番地
設立年月日：昭和46年10月16日
代 表 者：草刈 源治
組 合 員 数：11名
出 資 金：90万円
主 な 事 業：共同宣伝、教育情報提供事業



大学等との連携によりファッショントレーニングコンテストや組合統一ブランド製品の開発に取り組む

背景と目的

繊維産業は国内需要の低迷、中国等からの安価な輸入品の急速なシェア拡大など、大変厳しい状況に置かれている。

こうした状況の中で、受託生産を中心の県内繊維製品製造業が国内外の競争に勝ち抜いていくためには、産学官による他社・他地域と差別可能な高付加価値商品の開発とそのための企画・デザイン能力の向上が急務であった。

取り組みの内容

産学官の協力による「ジャパンファッショントレーニングコンテスト」を平成12年から毎年開催し、新人デザイナーを産業界にデビューさせる橋渡し的活動を行うことで、ファッション産業を担う人材の育成を行った。

平成15年度には「組合統一ブランド製品の開発」に取り組み、試作品開発を実施した。

また、需要開拓事業としてパンフレットを作成するほか、「インターナショナル・ファッショントレーニングコンテスト」（横浜）に出展し、聞き取り調査を実施した。



成 果

本事業の実施により日本製アパレル製品「メイドインジャパン」の再評価につながり、山口県のアパレル生産産地としての認識が高まった。山口県開催のジャパンファッショントレーニングコンテストは、全国レベルの評価を得て、参加団体も48団体から80団体に増加し、専門学校の学校案内にもコンテストでの受賞結果が掲載されるほどの存在へと発展し、大きな成果が得られた。



2. I T (情報技術) による事業革新

下関自動車整備協同組合

所 在 地：山口県下関市長府扇町1番53号

設立年月日：昭和52年3月12日

代 表 者：田坂 祐一

組 合 員 数：14名

出 資 金：2,800万円

主 な 事 業：自動車整備業



<http://www.seibikumiai.or.jp/>

組合情報ネットワーク化事業に取り組み、
オンラインによる車検予約システムを構築

背景と目的

車検整備業界には異業種からの新規参入が相次ぎ、「短時間車検」、「営業時間の延長」、「作業別工賃の明示」、「費用割引のポイント制」など値下げ競争とともに、新たなサービスが次から次へと展開されている。下関地域においても、自動車用品販売店やガソリンスタンドなどが自動車整備業に進出し、価格とサービスの両面で激しい競争を繰り広げている。このような厳しい営業環境を克服するため、平成10年度に行なったF S (フィージビリティ・スタディ)を基に、I Tを積極的に活用し、組合及び組合員企業の経営の革新を図る目的で、ネットワークシステムを構築した。

事業の内容

本事業を取り組むにあたっては、I Tという専門的な知識が要求されることから、学識経験者に東亜大学経営学部助教授を招聘し、中小企業診断士を専門家委員として、検討の委員会が発足した。

産学連携という理想的な事業体制に加え、今回、特筆すべきは、委員会のメンバーのほとんどが時代を担う青年部であったことである。

この委員会を軸に、顧客への新たなサービスの展開と組合員企業との連携強化による経営革新を図るため、オンラインによる車検予約、中古車・部品の販売管理システムを柱に5つの管理システムを構築した。

- ①車検整備ライン管理システム
- ②一般整備管理システム
- ③中古部品販売管理システム
- ④中古車販売管理システム
- ⑤コミュニケーション機能管理システム

このシステムにより、個々の企業が持つ顧客の情報や技術及びノウハウをデータベース化することにより、顧客満足の増加と個別企業の経営の効率化が図られることはもちろん、組合員企業間の情報の共有化が進めば、組合活動の活性化にも繋がることが組合関係者や参加した専門家の熱い思いである。

成果と今後の課題

組合及び組合員企業の活性化の切り札とも言うべきネットワークシステムが構築し、今後、稼働し様々な効果を生み出すものと期待されるが、今後の課題も少なくない。その一点目は、組合員企業のリテラシー（情報を使いこなす能力）の向上に努めることである。全組合員が参加してはじめて意義のあるネットワークであり、1社でも参加できない事態は避けなければならない。そのため、パソコンの利用能力向上の研修会の開催等が大切になってくる。

そして、2点目として、情報の共同利用の推進である。共有化され、活用されれば、新たな価値が生まれ、顧客への提案、新たな事業機会の創出、共同事業の促進あるいは顧客ニーズへの的確な対応が可能となる。

3. 経営革新

あさ建設協同組合

所 在 地：山陽小野田市大字山川795番地6

設立年月日：平成13年12月25日

代 表 者：草田 和枝

出 資 金：400万円

組 合 員 数：4名

主 な 業 種：一般土木建築工事業



有機性廃棄物のリサイクルシステム構築による
「資源循環型社会」の形成を目指して

背景と目的

当組合は設立以来、土木建築工事の共同受注や農業分野への進出などへ取り組んできた。平成16年より新たな取り組みとして現状では製品化の進んでいない食品廃棄物のリサイクル化事業に取り組むことにより、安定的な収入と雇用の維持を図ることを目指している。

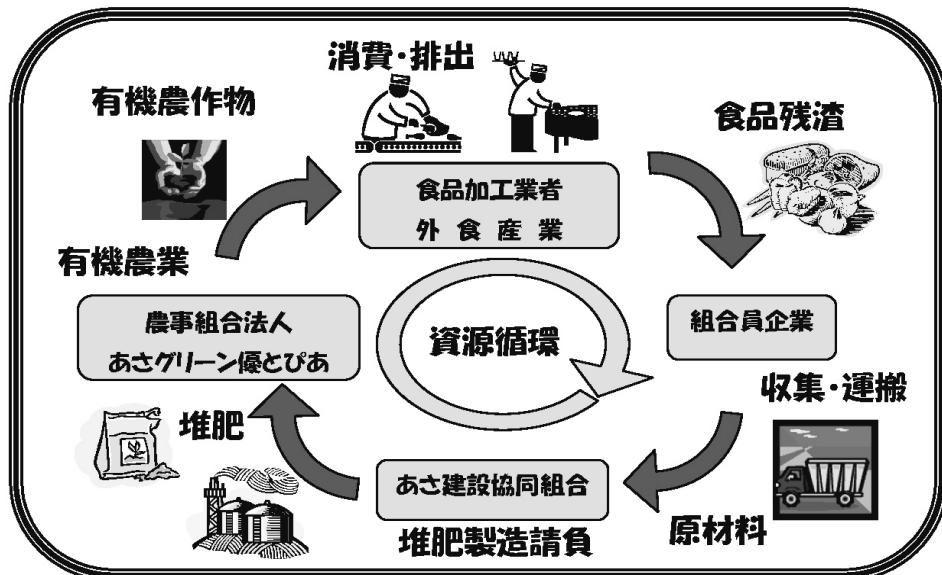
取り組みの内容

平成16・17年度と全国中央会の中小企業活路開拓調査・実現化事業により「土づくりプラント事業」の展開に向けた各種調査、堆肥製造の研究、製造した堆肥の農作物への適合性についての研究等を実施した。さらに平成17年度には中国経済産業局より循環ビジネス人材教育事業の委託を受け、リサイクルセミナーの開催や個別企業への環境経営アドバイザーの派遣などを行っている。

成 果

平成16年11月には「土づくりプラント事業」について山口県より中小企業経営革新計画の承認を受けた。また17年度には食品廃棄物の提供先・堆肥製造・堆肥利用のサイクルがより具体的なものとなり、国等の様々な支援制度を活用した事業展開等の具体的な「資源循環型リサイクルビジョン」が作成できた。

有機性廃棄物のリサイクルビジョンイメージ図



4. 地域活性化への貢献

岩国市中通商店街振興組合

所在地：〒740-0018

岩国市麻里布町3丁目13-2

電話番号：0827-22-3978

FAX番号：0827-22-3978

組合員数：43人

出資金：158万円

設立：昭和45年10月

地 区：岩国市麻里布町2丁目・3丁目

主な業種：衣料品・身回品小売業、飲食業、
サービス業

組合従業員：1人

専従理事：1人

U R L：<http://www.webmarifu.com>

商店街で発生する生ゴミの資源化を目的に、
生ゴミリサイクルシステム構築モデル事業を
実施

背景と目的

岩国市では生ゴミが増加するにつれ、生ゴミのリサイクル要請が高まっていた。そこで、バイオを利用して生ゴミ処理を行うことで資源をリサイクルし、生産された肥料を生活改善グループなどに提供し、再生産された無農薬野菜を商店街で販売する、地域循環システムの構築を目的として事業を実施した。また来街する消費者に肥料を提供し、家庭菜園等に利用してもらうことで商店街とのふれあいの構築も目的にした。



地域活性化に貢献する事業・活動の内容

生ゴミ処理機を設置して、商店街内で発生する生ゴミを自力で堆肥化し、地域の農家や消費者に無償で提供している。事業費は県及び市による生ゴミリサイクルシステム構築モデル事業から300万円を、残りの自己資金部分150万円は商店街の有志が出資している。

この事業により再生産された無農薬野菜を商店街内の空き店舗で販売することで、顧客満足の向上、商店街の活性化、地域ネットワークの拡大に寄与するとともに、資源循環型の商店街ビジネスモデルを構築した。空き店舗を活用した販売施設「麻里布ゆうき工房」の運営費は無農薬野菜の販売利益と緊急雇用対策助成金で賄っている。

成 果

成果としては、①商店街の飲食店やホテル等から発生する生ゴミを自力で資源化し、リサイクルすることで、商店街の生ゴミ処理問題が解決された。②再生産された無農薬野菜を商店街内の空き店舗で販売することで、空き店舗の活用が図られ、さらに、他の空き店舗もこうした事業に誘発されて解消する方向にあるなど、商店街の活性化へ貢献している。さらに③無農薬野菜の生産農家とのネットワークや無農薬野菜を好む消費者とのネットワークなど、今まで商店街にはなかった新しい人的ネットワークの構築が図られ、地域の人的ネットワークが拡大した。今後は家庭菜園等の愛好者とのネットワークも図っていくこととしている。



第 4 章

新連携の取組み等

～中小企業新事業活動促進法の活用～

1. 中小企業新事業活動促進法の概要

(1) 法律の目的、特徴

近年、アジアからの安価な量産品の大量流入や系列関係の崩壊などによる環境変化の中で、中小企業には、①高付加価値商品・サービスを迅速に提供し、②自らが積極的に新たな市場を開拓する能力が求められている。

経営資源の不足する中小企業が、このような要請に対応するためには、個々の企業が有する優位性を「連携」することにより、変化の激しい市場ニーズに即応できる体制を整備することが必要不可欠となっている。

このような「連携」を支援するため、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（以下、「中小企業新事業活動促進法」という）」が平成17年4月6日に成立し、同月13日に施行された。また、同法第3条第2項に基づき、実施する中小企業施策の基本的方向、条文内容をより明確化するために作成された「基本方針」も5月2日に告示された。

この法律は、支援対象が類似していた中小企業創造法（中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法）、新事業創出促進法及び中小企業経営革新支援法の3法を統合したもので、①創業、②経営革新、③新連携を3つの柱として、中小企業の新たな事業活動を支援するとともに、④これらの新たな事業活動の促進に資する事業環境基盤の充実を図ることを目的としている。「市場を目指して新たな事業活動に挑む中小企業」を力強くサポートしていく支援法である。

法律の大きな特徴は次の2つである。

- ①「創業」「経営革新」等に関する従来からの施策を整理・統合し、使いやすさ、分かりやすさを追求したこと。
 - ②昨今の経済社会環境の変化を踏まえ、新たな動きである「新連携」に対する支援を追加し、施策体系全体を骨太化したこと。
- なお、法律の全体像は、図1のとおりである。

(2) 新連携

「新連携」（中小企業新事業活動促進法では、「異分野連携新事業分野開拓」という。）とは、その行う事業の分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源（設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源）を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより、新たな事業分野の開拓を図ることをいう。

新事業活動を行う中小企業の連携体が異分野連携新事業分野開拓計画（新連携計画）を作成し、経済産業局等の認定を受けると、融資や補助金、設備投資減税等、様々な支援措置が受けられる。

(3) 経営革新

「中小企業新事業活動促進法」における「経営革新」とは、「新たな取り組みによる経営の向上」を図ることである。

「経営革新計画」とは、事業活動に関連した「新たな取り組み」により、経営の相当程度の向上を図ろうとする計画であり、「新たな取り組み」とは、①新商品の開発や生産、②商品の新たな生産や販売方法の導入、③新サービスの開発や提供、④サービスの新たな提供方法の導入その他の新たな事業活動のことである。

経営革新計画の承認を受けると、その計画達成の支援として、支援機関による別途審査はあるものの補助金、税制、信用保証、融資等を受けることができる。

なお、支援対象は、全業種にわたる中小企業又は組合等である。

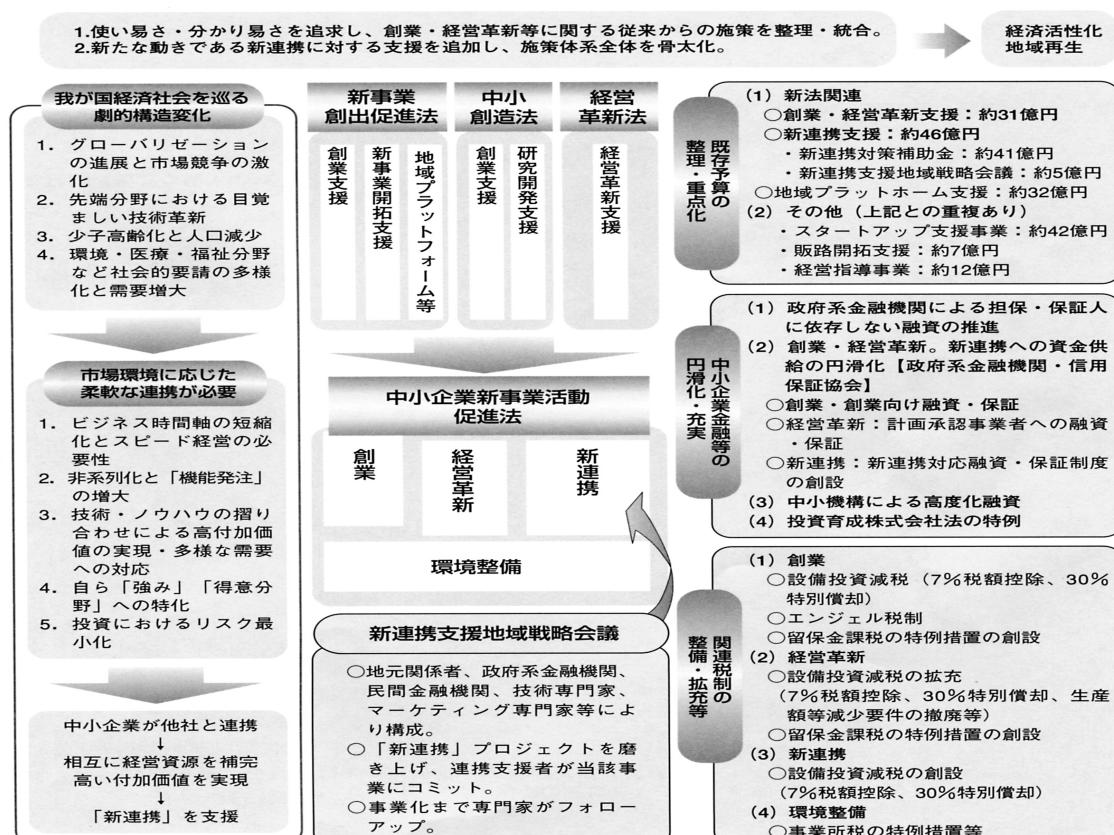
(4) 創業

創業の活発化・多種多様な企業の誕生は、我が国経済の活性化に不可欠である。中央会は、特に企業組合の設立等を通じて創業活動を支援している。

支援対象となる創業者は、①これから事業を開始しようとする個人、②事業を開始してから5年未満の個人、③設立後5年未満の会社、④分社化して新会社を設立する予定の会社等である。

資本金1円から会社の設立が可能となる最低資本金規制の特例や、設備投資減税や留保金課税の停止等の課税の特例や、金融機関から融資を受けるときに信用保証が受けられる。

図1 中小企業新事業活動促進法の概要



2. 新連携による新たな市場開拓

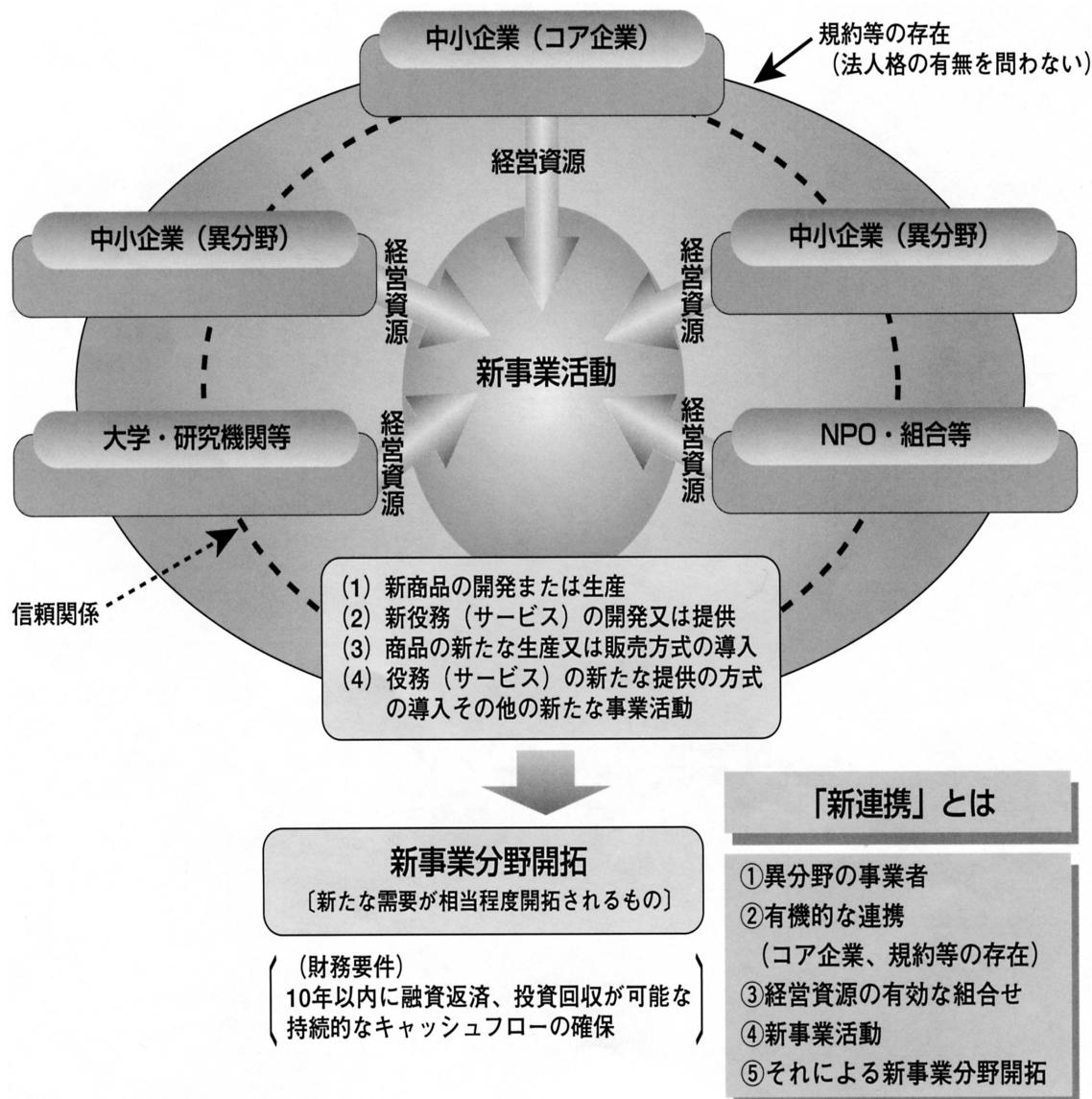
(1) 「新連携」とは

「新連携」とは、複数の事業者が、異なる分野で培ったノウハウや技術などの「強み」を持ち寄り、それらを融合させて初めて可能となる新事業活動によって、市場開拓や新分野参入等の新たな需要の開拓を行うことである。

支援の対象となるのは、コア企業を含めて2社以上の異分野の中小企業者（他に組合、大学、試験研究機関、中堅・大企業、公設試験研究所、NPO等を含むことができる）で連携して、新たな事業活動に取り組む連携体である。なお、参加する営利企業のうち、企業数、あるいは事業費等で勘案した実質的な事業に対する貢献度合いで中小企業の占める割合が半数以下の場合は、対象外となる。

新連携事業は、単なる研究開発や異業種交流ではなく、必ず販売に結びつく事業であることが必要となる。

図2 「新連携」の内容



(2) 新連携計画の認定事例

- テーマ名 自然調和型土木構造物「ブランチブロック」を用いた擁壁施工
- コア企業名 株吉工園：山口県美祢市

【市場の状況】

- 国や地方公共団体が行う河川、道路等の護岸工事や擁壁工事においては、コンクリート打設による工法が大半を占めるが、近年、環境影響負荷の問題や工期短縮、コスト低減の面から石積みによる工法が期待されている。しかしこの工法は、植栽が可能で生物にもやさしいなど環境面で優れている反面、熟練技術を要することから一般的な工法とはなっていない。
- コア企業の株吉工園が開発した「ブランチブロック」を用いた擁壁施工法は、これらの課題を解決した環境影響負荷が少なく、施工期間を大幅に短縮した低成本工法であり、相当程度の需要が見込まれている。

【連携事業の特徴・事業化の見通し】

- この事業は、株吉工園が開発した「ブランチブロック」と(有)岡部造園の石積み技術を組み合わせてブランチブロック工法を確立するとともに、その工法を株ソルテックのフランチャイズ戦略と多機能フィルター(株)の営業活動により全国展開するもの。
 - ・株吉工園（コア企業）：「ブランチブロック（特許取得済）」を工場生産により製造・販売する。
 - ・(有)岡部造園：ブランチブロックへの石積施工及びフランチャイズ加盟店への施工ノウハウを提供する。
 - ・多機能フィルター(株)：販売代理店・特約店のネットワークを活用して、国、地方公共団体、電力会社等への営業活動を展開する。
 - ・株ソルテック：造園業者や地場の建設業者を対象にブランチブロック工法のフランチャイズ展開・管理・運営を行う。
- 5年後にフランチャイズを含めた施工売上高5億円／年を目指とし、擁壁施工におけるシェア拡大を見込む。

「ブランチブロック」



擁壁にブランチブロックを用いた施工例



- テーマ名 トランバースガイド機能と樹脂素材に応じた刃物を組み合わせた樹脂用チップ化設備の製造・販売
○コア企業名 徳機株：山口県周南市

【市場の状況】

- 広範な用途を持つプラスチック製品は、通常チップ状の樹脂を原料として製造されるが、このチップの原料は連続的に流れる樹脂素材を細断することによりつくられている。
- この細断の工程において使用される刃物も連続運転の中で交換されるため、交換頻度が上がると生産性が落ち、また、樹脂素材の無駄が増えることにより、大量の樹脂廃棄物が発生してしまう。
- したがって、刃物の交換頻度を下げ、ロスを最小にする技術に対する樹脂原料業界のニーズは強く、かかる技術の事業化が期待されている。

【連携事業の特徴・事業化の見通し】

- この連携事業は、以下の3社がそれぞれ固有の技術等を持ち寄り、上記のニーズに応える技術を一体化した設備の製造・販売を行うものである。
- ・徳機株：摩耗による刃物の寿命を延ばすことを可能にしたトランバースガイドを開発。このガイドは、樹脂の流れを横方向に微動させる装置で、これにより流れを固定する従来の方法に比べ、切斷箇所を均一に分散させ、刃物の寿命を約2倍延長することができる。
 - ・銅鋸工業株：刃物寿命を延長する観点から種々の樹脂素材に適した硬度・材質の刃物を開発
 - ・(株)イチキン：樹脂原料を製造するメーカーとしてのノウハウを活かし、トランバースガイドと銅鋸工業株の開発した刃物の最適な組合せを検証するとともに、徳機株の行う販路開拓を支援
- これにより、刃物寿命を大幅に延長することを可能とする樹脂用チップ化設備の事業化を目指す。
- 5年後に15億円／年の売上を目標とし、国内市場におけるトップシェアを見込む。



山口県中小企業団体中央会の概要

中小企業団体中央会は「中小企業等協同組合法」（昭和24年法律第181号）並びに中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）を根拠として、わが国事業所の大半を占め、かつ、わが国経済社会の基盤を形成している中小企業の振興発展を図るため、中小企業の組織化を推進し、その連携を強固にすることによって、中小企業を支援するための専門機関として組織されている特別法人です。

山口県中小企業団体中央会は、昭和31年2月15日に設立され、構成員は、県内に所在する事業協同組合・同連合会、火災共済協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合・同連合会その他の中小企業関係団体で現在約500会員で構成され、県や関係機関と連携して組合並びに中小企業を応援するため、次のような様々な事業を開展しています。

- 組合等の設立及び運営指導、中小企業の経営・労務・経理・税務・法律相談、支援
- 専門家を活用して問題解決のための支援・講習会等の開催
- 地域産業の実態等の調査、データベースの作成
- 情報の収集と機関誌・インターネットなどによる情報の提供
- 組合、個別企業等の情報発信事業
- 官公需受注の促進
- 小企業者の組織化推進
- 中小企業組合検定試験の実施と組合士の認定・登録
- 中小企業振興対策の建議・陳情・請願

中央会会員数 494 (平成17年12月31日現在)

事業協同組合・同連合会	火災共済協同組合	企業組合	協業組合	商工組合	商店街振興組合・同連合会	その他
401	1	19	5	18	20	30

平成17年版
山口県中小企業組合白書
－産学官との連携による事業展開－
平成18年2月発行

発 行 〒753-0074 山口市中央4-5-16
山口県商工会館6F
TEL 083-922-2606
FAX 083-925-1860
E-mail : ycdc@axis.or.jp
ホームページ : <http://www.axis.or.jp>
印刷所 コロニー印刷